

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 □代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月23日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 7日 午前 9時00分から 令和 7年11月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月21日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 5日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7年10月23日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	14,620,000 11,696,000		2,930,000	104,597	24,076



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市島之内一丁目8番地1

建物の名称 ディナスティ東大阪アテンシアシティ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 島之内一丁目8番1の1607

建物の名称 1607

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 16階部分 68.30平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市島之内一丁目8番1

地 目 宅地

地 積 3417.71平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 975879分の7289



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 1日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1 別紙物件目録記載の敷地権の目的である土地の符号1】

地役権

原 因 昭和37年9月10日(平成元年6月27日変更)

目 的 別紙地役権の目的記載のとおり

範 囲 送電線路線下両保安線間の土地513・93㎡

要役地 大東市大字中垣内211番

地役権図面 第2号

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市島之内一丁目8番地1

建物の名称 ディナスティ東大阪アテンシアシティ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 島之内一丁目8番1の1607

建物の名称 1607

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 16階部分 68.30平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市島之内一丁目8番1

地 目 宅地

地 積 3417.71平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 975879分の7289



地役権の目的

電線路の支持物を除く電線路を設置（張替、増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地の立入り、通行もしくは使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから4・80メートルを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造並びに爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い、貯蔵、その他電線路に支障となる立竹木の生育等電線路に支障となる一切の行為の禁止

令和7年(ケ)第190号
令和7年7月3日受理
令和 年 月 日提出
7.8.14

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市島之内一丁目8番地1

建物の名称 ディナスティ東大阪アテンシアシティ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 島之内一丁目8番1の1607

建物の名称 1607

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 16階部分 68.30平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市島之内一丁目8番1

地 目 宅地

地 積 3417.71平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 975879分の7289



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	東大阪市島之内一丁目8番8号 ディナスティ東大阪アテンシアシティ1607号	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 〔 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 9,200 円 (月額) 修繕積立金 11,300 円 (月額)	令和7年7月22日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある (令和5年9月分～令和7年7月分) 合計 471,500円
管理費等照会先	日本ハウズイング株式会社 大阪支店	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない 〔 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある 〔 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

「その他の事項」

(表札等の表示)

- 1 表札表示 なし
- 2 集合郵便受け表示 なし

(敷地権の目的たる土地（符号1）（以下「目的土地」という。）の現況について）

- 1 目的土地について、公図を参考に概観すると、形状は土地建物位置関係図と、地積は不動産登記記録上の数値とほぼ一致すると思われる。
- 2 目的土地は目的建物の存在するディナスティ東大阪アテンシアシティというマンションの敷地部分となっている。
- 3 目的土地の北側、西側および南側接面道路は、いずれも建築基準法上の道路である。
- 4 目的土地の北側に電柱が2本存在する。
- 5 目的土地の南東側に以下のとおり地役権が設定されている。

（設定日） 昭和37年9月10日（平成元年6月27日変更）

（目的） 電線路の支持物を除く電線路を設置（張替、増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地の立入り、通行もしくは使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから4・80メートルを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造並びに爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い、貯蔵、その他電線路に支障となる立竹木の生育等電線路に支障となる一切の行為の禁止

（範囲） 送電線路線下両保安線間の土地513・93㎡

（要役地） 大東市大字中垣内211番
地役権図面第2号

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図記載のとおりである。
- 2 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在し、現に住居として使用されている。
- 3 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 目的建物は、ディナスティ東大阪アテンシアシティという名称の16階建てマンションの16階部分に位置する。

5 目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に応じて按分して課税しているからである。

(その他の状況について)

管理費等以外の滞納金として、水道代31,188円（令和5年9月分～令和7年7月分の合計）、駐車場使用料45,500円（令和5年9月分～令和6年3月分の合計）、遅延損害金86,574円（令和7年7月22日時点）がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理会社	1 令和7年7月22日現在、管理費等の滞納があります。 なお、水道料、駐車場使用料、遅延損害金のいずれについても、管理費および修繕積立金と同様に、その滞納分については承継人に引き継がれると考えています。 2 本マンションの駐車場は、全体で103台分あり、現在空きはありません。 3 本マンションは管理規約によりペットの飼育は禁止されています。 提示文書 執行官の照会に対する回答書、管理規約（抜粋）
■所有者	1 本物件は、私が住居として使用しています。名前は言えませんが、1年前くらいから本物件を利用する者もいます。その者からは決まった金額ではありませんが、利用をした場合に利用料をもらっています。 2 リフォームなどはしていません。建物に特段の不具合等ありません。 3 本物件内でペットを飼育したことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

執 行 官 の 意 見

(目的物件の占有関係)

関係人の陳述、提示文書、回答書、ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

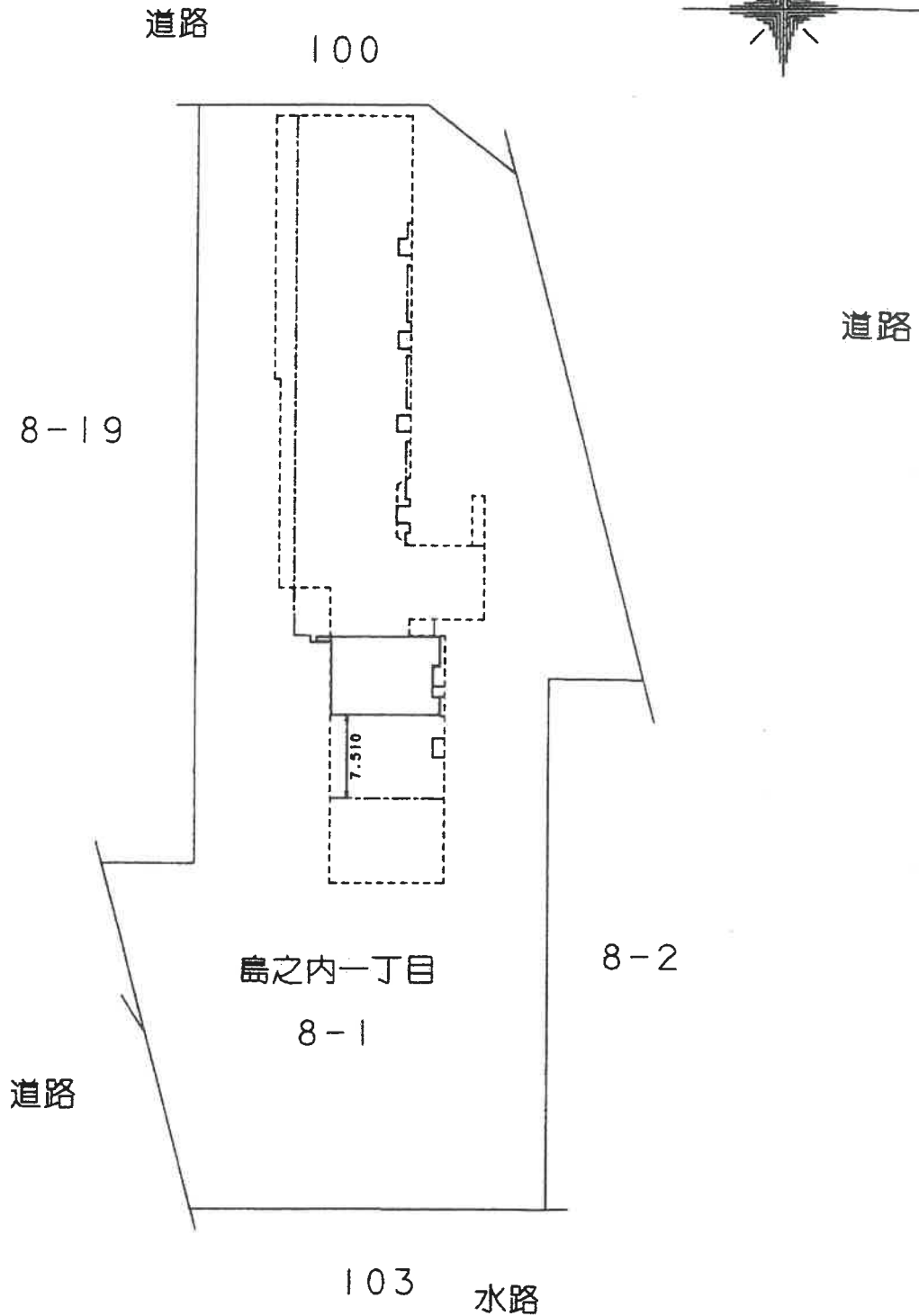
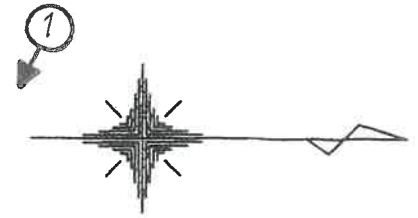
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月7日	執行官室	ライフライン調査、所有者宛照会書送付
令和7年7月8日 10:10 - 10:15	中之島図書館	物件等調査
令和7年7月9日 9:00 - 9:05	大阪法務局池田出張所	公図等調査
令和7年7月9日 11:20 - 11:25	東大阪市役所	道路等調査
令和7年7月9日 12:20 - 12:30	物件所在地	物件および占有調査、居住者宛照会書投函
令和7年7月10日	執行官室	管理会社宛照会書送付
令和7年7月18日 13:40 - 13:50	物件所在地	占有調査、居住者宛照会書投函
令和7年7月23日 11:30 - 11:45	物件所在地	占有調査、在宅要請文書交付、所有者から聴取
令和7年8月5日 10:25 - 10:40	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者から聴取
令和7年8月6日 9:15 - 9:20	執行官室	管理会社から聴取
(特記事項) ■ 令和7年8月5日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7枚目)

土地・建物位置関係図

(←○写真撮影位置・方向)

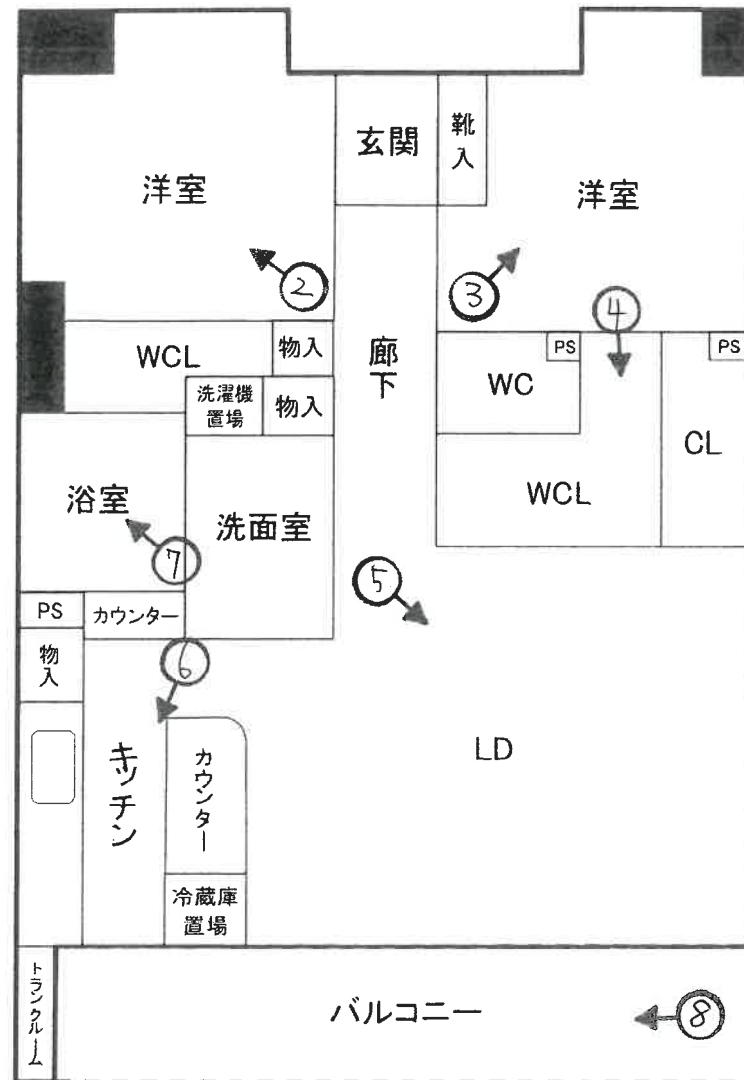


建物の存する部分 16階

建物の名称 1607

間取略図

令和7年（ケ）第190号



【写真】

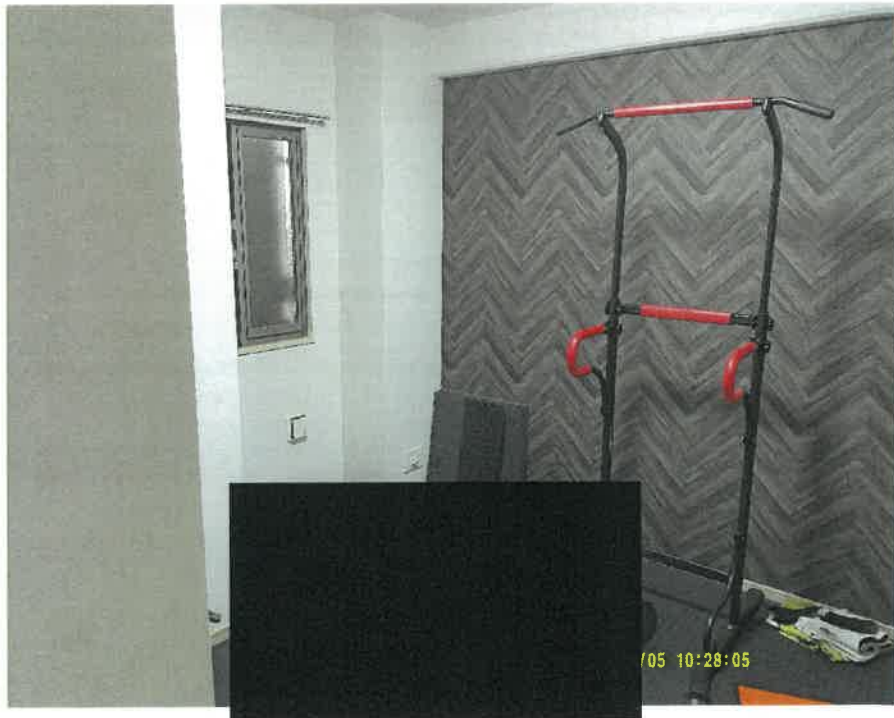
①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和7年（ケ） 第190号

令和7年8月5日 現地調査

令和7年8月8日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

石丸 都子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 14, 620, 000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	①現況と建物図面敷地図及び土地区画整理事業にかかる整理確定図等との確認・照合の結果、敷地権の目的である土地の規模・形状等は概ね一致した。但し、現地では隣接地等との境界杭が確認できなかったほか、東側部分については一部概測できなかったことから、正確な現況把握及び地積の確定には隣地所有者等の関係者立会の下、専門家の測量に基づく確定を要する。 ②敷地権の目的である土地の南東側には、下記の通り地役権が設定されている。 原因：昭和37年9月10日設定、平成1年6月27日変更 目的：電線路の支持物を除く電線路を設置（張替、増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地の立入り、通行もしくは使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから4.80メートルを控除した高さを超えた建造物及び工作物の築造並びに爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い、貯蔵、その他電線路に支障となる立竹木の生育等電線路に支障となる一切の行為の禁止 範囲：送電線路線下両保安線間の土地513.93㎡ 要役地：大東市大字中垣内211番 地役権図面第2号 ③敷地権の目的である土地の北側には、電柱が2本存在した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	近鉄けいはんな線吉田駅西方道路距離約610m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	店舗、事業所、共同住宅等が建ち並ぶ地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	近隣商業地域	
	建ぺい率	80%	
	容積率	400%	
	防火規制	防火地域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画（居住誘導区域）	
画地条件	規模	3,417.71㎡（登記面積）	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口約47m（北側）・奥行約40m（最大）	
	高低差等	ほぼ平坦	
接面道路の状況	北側	幅員約40m国道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	西側	幅員約16m市道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	南側	幅員約6m市道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	接道状況	三方路画地、概ね等高接面	
土地の利用状況等	現況	共同住宅の敷地	
	東側	水路を介して店舗、一般住宅	
	西側	道路	
	南側	道路、事業所	
	北側	道路、店舗	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写によると、田の登記地目、所有者として個人の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は白地、自動車販売所、倉庫、パチンコ店、駐車場の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。		
特記事項	特になし		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ディナスティ東大阪アテンシアシティ	
建物の用途	共同住宅（総戸数 126戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載） 平成19年6月19日新築	
	経過年数 約18年	
	経済的残存耐用年数 約27年	
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根16階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	タイル貼等
	その他	特になし
設 備 等	エレベーター、駐車場103台（月額1,500～12,000円、現在空き無）、駐輪場等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： ディナスティ東大阪アテンシアシティ管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 日本ハウズイング株式会社 管理形態： 日勤	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	①修繕積立金：43,064,608円（令和7年6月30日現在） ②建築確認（有）、検査済証（有） ③管理会社の回答によれば、直近における改修計画は無しとのことである。 ④目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低いが、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	16階 (1607号室) 開口部の方位：南（中間住戸）	
床 面 積	68.30㎡	
間 取 り	2LDK	
仕 様	天 井	クロス貼等
	床	フローリング等
	内 壁	クロス貼等
	設 備	電気、給排水等
	その他	－
保 守 管 理 の 状 態	目的建物には経年相当の劣化、損耗が認められる。	
管 理 費 等	令和7年7月22日 現在	
		月額 滞納額※
	管理費	9,200 円 211,600円
	修繕積立金	11,300 円 259,900円
	合計	20,500 円 471,500円
※令和5年9月～令和7年7月分		
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	①設備機器の作動状況は未確認である。 ②上記滞納額のほか、水道料金、駐車場使用料、遅延損害金の滞納があるとのことである。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡)	専有面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
ア	イ	ウ	
350,000	68.30	0.43	10,279,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約18年

経済的残存耐用年数 約27年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 27\text{年} / (\text{経過年数} 18\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 27\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.43\end{aligned}$$

※観察減価は、中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
221,000	0.98	3,417.71	1.00	$\frac{7,289}{975,879}$	5,529,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 東大阪5-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $249,000\text{円/㎡} \times 100.7/100 \times 100/105 \times 100/108 = 221,000\text{円/㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.05 角地+5	1.00	1.00	1.00	1.05

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.00	1.05 最寄駅距離+5	1.03 周辺利用状況等+3	1.00	1.08

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.06 三方路+6	1.00	0.97 不整形-3	0.95 地役権-5	0.98

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：本件の場合、不要と判断した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ)×ウ)
10,279,000	5,529,000	1.04	16,440,000

ウ 個別格差：	階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	1.00 16階/16階建	1.04 南向・中間住戸	1.00	1.00	1.04

(基準戸：16階北向・中間住戸)

Ⅱ 基準価格の試算

基準階の基準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	基準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
327, 000	1. 04	68. 30	23, 227, 000

ア 基準階の基準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの基準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	A	B
所 在	東大阪市	東大阪市
構 造	RC造	RC造
階	11F/16F	2F/16F
面 積	約73㎡	約83㎡
建築時期	平成19年6月	平成19年6月
取引時点	令和7年1月	令和6年12月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	344, 000円/㎡	312, 000円/㎡
その他	3SLDK	3LDK

(比準表)

番 号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
A	344, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{107}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	321, 000
B	312, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{94}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	332, 000
事情補正：取引形態の種別、取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層、位置、形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード、築年数、保守管理状況等を考慮						基準階の基準価格 (円/㎡)	327, 000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利 現価率 割引率 6.0%	正味復帰 価値現価	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
4,271 千円 (28.0%)	1,081 千円	7.0%	15,443 千円	772 千円	14,671 千円	0.74726	10,963 千円 (72.0%)	15,234 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

キ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	共益費収入	110	110	110	110	110	110
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	空室損失	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472
イ 支出	維持管理費	110	110	110	110	110	110
	修繕費	136	136	136	136	136	136
	公租公課	129	129	129	129	129	129
	損害保険料	16	16	16	16	16	16
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	391	391	391	391	391	391
	資本的支出	300	0	0	0	0	
	総費用合計	691	391	391	391	391	391
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		25%	25%	25%	25%	25%	25%
エ 有効純収益		781	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
オ 複利現価率 (割引率6.0%)		0.94340	0.89000	0.83962	0.79209	0.74726	
カ 有効純収益の現価		737	962	908	856	808	

Ⅳ 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格 (円) ア	占有減価 イ	試算価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	16,440,000	1.00	16,440,000
② 比 準 価 格	23,227,000	1.00	23,227,000
③ 収 益 価 格			15,234,000
④ 調整後の価格	21,749,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格 (円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価 (敷金等) オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
21,749,000	1.00	0.70	0.96	0	14,620,000

イ 市場性修正：本件の場合不要と判断した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価 (敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 東大阪5-2

所 在 : 東大阪市吉田本町3丁目6番1「吉田本町3-6-10」
価 格 : 249,000円/㎡
位 置 : 近鉄けいはんな線 吉田駅 東方約60m
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 980㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北40m国道、西側道、角地
用途指定等 : 近隣商業地域 (建ぺい率80%, 容積率400%)
防火地域
地域の概要 : 中低層の店舗、事務所等が建ち並ぶ駅前商業地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 445,406,220円 (土地: 持分7,289/975,879)
: 6,916,840円 (建物)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 建物図面・各階平面図 (写)
- 4 地役権図面 (写)
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市島之内一丁目8番地1
建物の名称 ディナスティ東大阪アテンシアシティ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 島之内一丁目8番1の1607
建物の名称 1607
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 16階部分 68.30平方メートル

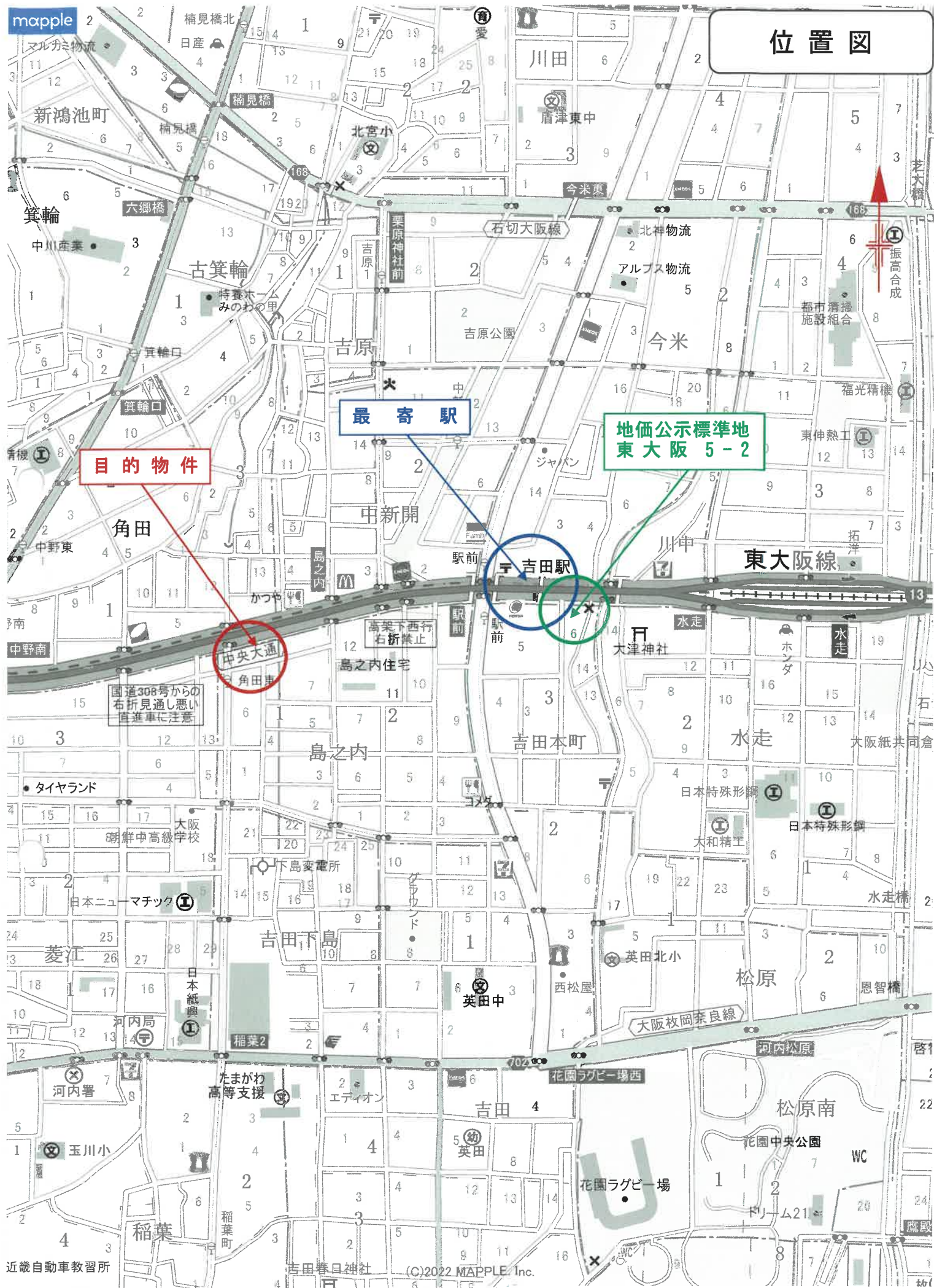
(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1
所在及び地番 東大阪市島之内一丁目8番1
地 目 宅地
地 積 3417.71平方メートル

(敷地権の表示)

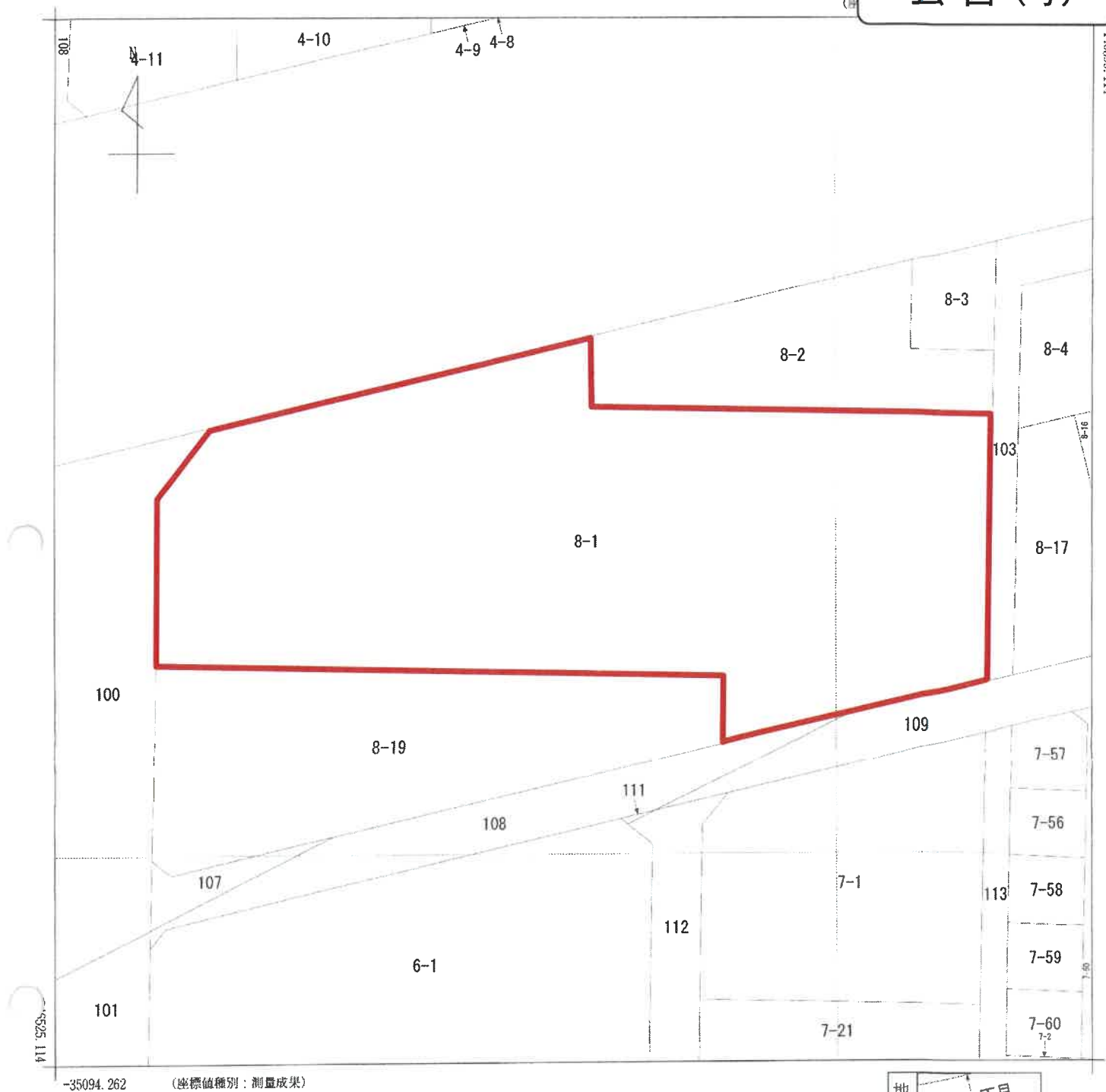
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 975879分の7289





1:10,000 相当

旺文社 Super Mapple Digital Ver. 23



地番区域見出
角田1丁目
島之内1丁目

請求部分	所在地	東大阪市島之内一丁目					地番	8番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成19年7月				備考 年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年5月8日

大阪法務局

地図整理番号: M46347

(1/1)

登記官



A3 から A4 に縮小

9898609

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局京大阪支局管轄)
令和7年5月8日 大阪法務局

令和7年5月8日

大阪法務局

登記官

A3 から A4 に縮小

地圖整理番号:M46348

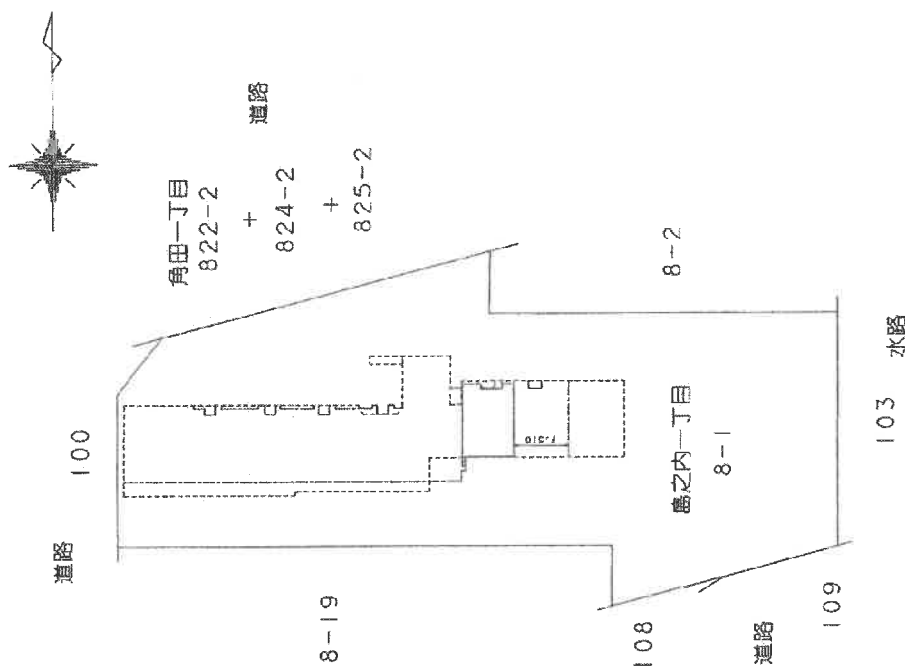
 $(2/3)$

'19.7.10

圖面
圖面
物階
建各

圖五 平階各

家屋番号	島之内一丁目8番1の1607
建物の所在	東大阪市島之内一丁目



求 積	表
$0.410 \times 1.370 =$	0.561700
$7.080 \times 9.180 =$	64.994400
$1.630 \times 0.650 =$	1.059500
$2.600 \times 0.650 =$	1.690000
合 計	68.305600
未面積	68.30 ㎡

建築物の名称 1607

作成者

[illegible]

1	250
---	-----

申請人

1/750

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年5月8日 大阪法務局

令和7年5月8日

大阪法務局

登記證

A3 から A4 に縮小

地区整理番号: M46348

(3/3)

6098554

各階平面圖

棟
—
号
番
屋
家

圖面
圖面
平面
階
各建
物
圖

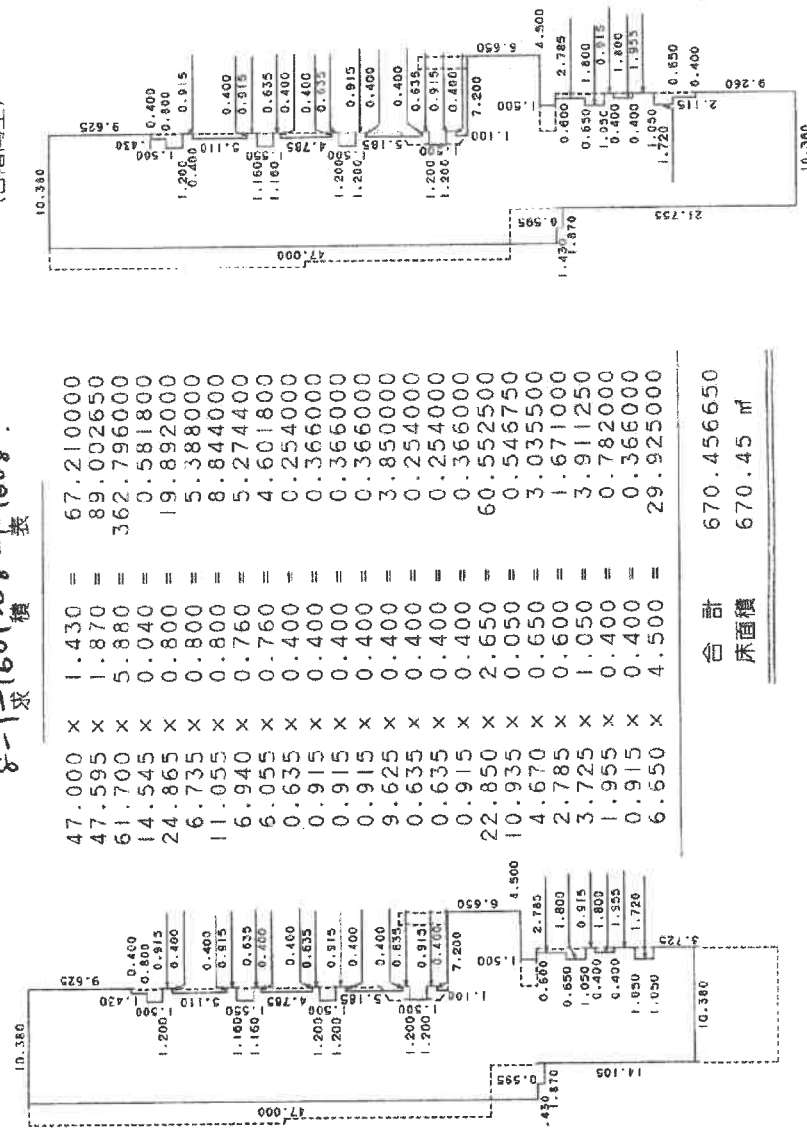
建物の所在

'19. 7. 10

建物の所在	東大阪市島之内一丁目8番地1
8-1-201 ~ 8-1-209.	8-1-301 ~ 8-1-309.
8-1-401 ~ 8-1-409.	8-1-501 ~ 8-1-509.
8-1-601 ~ 8-1-609.	8-1-701 ~ 8-1-709.

(姓名)

來續錄



合計	670.456650
床面積	670.45 m ²

合計	749.017650
床面積	749.01 ㎡

作盛

母體



箱 尺

19年 6月 13日(作成)

尺 500

(大阪土地家屋調査士会)

5251330

地役権図面

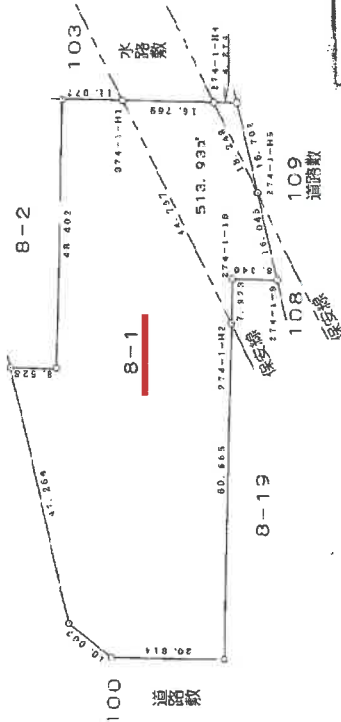
承役地番
8-1

承役地
の所在
東大阪市島之内一丁目

座標求積表

地番	NO	X	Y	辺長	測線
8-1	274-1-H1	-146804.856	-34720.178		
	274-1-H2	-146824.916	34760.232	44.797	274-1-H1-274-1-H2
	274-1-I5	-146825.979	-34752.311	7.923	274-1-H2-274-1-I5
	274-1-I9	-146839.423	-34752.493	5.346	274-1-I5-274-1-I9
	274-1-H5	-146829.334	-34736.876	15.045	274-1-I9-274-1-H5
	274-1-H4	-146821.621	34720.639	13.246	274-1-H5-274-1-H4
	274-1-H1	-146804.856	-34720.178	15.786	274-1-H4-274-1-H1
倍面積		1027.868708	m ²		
面積		513.9343540	m ²	地積	513.93 m ²

*公式 $A = 1/2 \Sigma (X2 - X1) (Y1 + Y2)$



平成十八年四月二十八日
地籍調査
式号

縮尺 1/1000
成
国土院地籍調査士会

地役権者

申請人

間取略図

令和7年(ケ)第190号

